一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　東京都八王子市小津町一二一七のイ、一二一八、上恩方町二八二のイ、二八三のイ、二八四、三四九三、三四九五、青梅市成木七丁目一六三三、西多摩郡奥多摩町留浦字白ぬた一七一〇のイ、一七一〇の口、一七一〇のハ、一七一〇のニ、字中ノ谷二二一三のイ、二二一三の口、二二一三の八、二二一三の二、二二一三のホ、檜原村字大嶽八一八八の四、字南郷五九七五の四、五九七五の六、五九七五の一〇、字本宿五六九〇のリ、五六九一のニ、五六九一のホ

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養(かん)

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　東京都八王子市小津町七六二、七六三、八八五のイ、八八五の二、九七六、九七九から九八二まで、一一一三、上恩方町四六九九、四七〇〇の一、四七〇八、下恩方町一三二六、一三三〇の一、一三三〇の二、一三三一、一三三五の一から一三三五の三まで、一三三六の一から一三三六の四まで、上川町三九〇八から三九一一まで、三九一四から三九一六まで、三九一九、三九二〇、三九三〇、三九三三、三九三四、三九四二、三九四三、青梅市御岳二丁目五五四の八（次の図に示す部分に限る。）、四三九の口、五五五、沢井二丁目九八八の八、西多摩郡奥多摩町海澤字下野四五〇から四五二まで、四七六の八、四七七、四七九の一、四八一、四八二、四八三の八、四八四、五六五の一、五六六の一、五六七の一、日原字一原六八三の一から六八三の四まで、日の出町大字大久野字松尾四五五六（次の図に示す部分に限る。）、檜原村字小沢八五一一、字人里六四一〇

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

沢井二丁目九八八のイ・字下野四五〇から四五二まで・四七六のイ・四七七・四七九の一・四八一・四八二・四八三のイ・四八四のイ（以上十一筆について次の図に示す部分に限る。）、字一原六八三の一から六八三の四まで

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都庁並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十五条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年十一月二十二日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　東京都西多摩郡檜原村（国有林。次の図に示す部分に限る。）、檜原村（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養(かん)

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(1)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都庁及び檜原村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年十一月二十二日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

平成八年一月二十六日農林水産省告示第百七号

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第二百七十九号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十八年十一月一日付けをもって左記の者を中小企業診断士として登録したので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十八年十一月二十二日

経済産業大臣臨時代理

国務大臣　山本　早苗

登録番号	氏名
415963	小西　一豪
415965	河野啓太郎
415967	宮本　和宏
415969	松澤　大樹
415971	稲葉　宏幸
415973	相良　邦雄
415975	金森　大輔
415977	中嶋　宣行
415979	黒川　賢明
415981	菅原　泰広
415983	尾崎　智史
415985	今川　理恵
415963	片山　裕之
415966	馬場　啓
415968	大和田　生
415970	萩　啓樹
415972	大橋　征吾
415974	島田　哲雄
415976	松木　茂
415978	一岡翔太郎
415980	高瀬　友也
415982	伊藤　淳
415984	間瀬　大知

○経済産業省告示第二百八十号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十八年十一月一日付けをもって左記の者を中小企業診断士として再登録したので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十八年十一月二十二日

経済産業大臣臨時代理

国務大臣　山本　早苗

登録番号	氏名
211865	河村　啓一
404023	新村　裕幸
404208	高橋　尚志
409370	渡邊　靖也
409484	蜂矢　雅史
409576	児玉　真吾
404012	福田　裕一
404201	白石　俊栄
404239	長谷川徹雄
409429	林　綾子
409538	村中　智明

○経済産業省告示第二百八十一号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十五条第一項第三号の規定に基づき、平成二十八年十一月一日付けをもって中小企業診断士の登録の消除をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十八年十一月二十二日

経済産業大臣臨時代理

国務大臣　山本　早苗

登録番号	氏名
206927	成重　栄荘

○経済産業省告示第二百八十二号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十五条第一項第二号の規定に基づき、平成二十八年十一月一日付けをもって中小企業診断士の登録の消除をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十八年十一月二十二日

経済産業大臣臨時代理

国務大臣　山本　早苗

登録番号	氏名
400028	川畑　克彦
404282	西尾　貴知
400049	高橋　剛一
404301	石井　修